

第3回国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会 議事録

日 時：令和5年1月24日（火）午後3時～午後5時30分

場 所：いずみホール Bホール

議 題：1. 開会
2. プラスチック廃棄物の分別及び収集方法並びに費用負担の在り方について
・前回審議会主な意見
・答申素案
3. その他

出席者：堀川会長，八ツ藤副会長，佐々木委員，中間委員，大藏委員，金谷委員，岡本委員，遊佐委員，森田委員，谷田委員，高松委員，長嶋委員，辻委員

事務局：ごみ減量推進課：栗原ごみ減量推進課長，永沢ごみ減量推進係長，片山主任
環境対策課：池田環境対策課長，中島清掃施設担当課長，和智庶務係長

事務局： 本日の資料を確認いたします。資料9，前回，審議会主な意見一覧表，資料10，プラスチック廃棄物の分別及び収集方法並びに費用負担の在り方について，答申内容と理由，素案ですね。あと，フローチャート案。第1回審議会議事録，第2回審議会議事録（案）でございます。手元に不足している資料はございませんでしょうか。大丈夫ですね。

よろしければ，事務局からご連絡です。第2回審議会（案）ですね。修正がございましたら，来週の火曜日，1月31日までに事務局のほうまでご連絡ください。よろしくお願いいたします。

改めまして，本日の会議ですが，国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例施行規則第38条の規定により，過半数の出席が必要です。横田委員よりご欠席の旨の連絡がございました。高松さん，ちょっと遅れるという連絡がございました。14名中12名の出席で過半数の出席となっておりますので，会議は成立していることをご報告いたします。

それでは会長，よろしくお願いいたします。

会 長： ご無沙汰しております。年が替わりまして，今回，審議会第3回目となります。国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進会議です。恐縮ですけれども，この会の会長を仰せつかっております，東京農工大学の堀川です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

慣例に従いまして，まず初めに軽くお一人ずつ自己紹介を改めましてよろしくお願いいたしますと思います。前回ご欠席の方もおられましたので，では，副会長，反時計回りで，よろしくお願いいたしますですか。軽く。

副 会 長： 国分寺市廃棄物減量等推進委員会から来ました八ツ藤です。よろしくお願いいたします。

委 員： 消費者団体連絡会から来ました，日吉町に住んでおります岡本と申します。

委 員： 同じく消費者団体連絡会から参りました金谷と申します。戸倉に住んでおり

ます。今期から初めて、岡本さんはもう続けていらっしゃるのですけれども、私は初めてですので、よろしくお願いします。

委員： すみません、遅れまして。戸倉に住んでいる大藏と申します。大学で金属工学、リサイクル工学の教育と研究をやっておりまして、その成果が少しでもお役に立てるかなと思って公募委員になった次第です。今日ちょっと遅れましたのは、もしかしたら後ほど意見を配付させていただくかもしれないが、印刷に時間かかりましたので、また、そのときには会長に了解をとりますので、よろしくお願いします。

委員： 民間から審議委員として仰せつかりました中間と申します。西本町に在住しております。私はソーシャルプロダクツ普及推進協会という一般社団法人を運営しております、企業側から人や地球に優しい商品というのが広がっていくことを促進していくような活動をしております。今日はよろしくお願いします。

委員： 南町から参りました佐々木と申します。よろしくお願いします。

委員： 西本町二丁目に住んでおります遊佐と申します。よろしくお願いします。

委員： 小売業のコープみらいから参りました長嶋です。よろしくお願いします。

委員： 国分寺市商工会からの推薦で出ております谷田と申します。商工会では工業部会に所属しております。

委員： 日吉町に住んでおります森田でございます。内藤自治会から来ました。よろしくお願いします。

委員： 辻アキコと申します。教育委員会からの選出で参っております。よろしくお願いします。

会長： 皆様、どうもありがとうございました。私、ちなみに東元町に住んでおります。どうぞよろしくお願いします。

では、早速、議事を進めたいと思います。まず議事の2番を御覧ください。「プラスチック廃棄物の分別及び収集方法並びに費用負担の在り方について」です。前回、審議会の主な意見並びに答申素案みたいな流れでいきたいと思いますので、事務局のほう、どうぞよろしくお願いします。

事務局： それでは、事務局でございます。資料ナンバー9番のほうをお願いいたします。こちらは、まず前回審議会のおさらいになりまして、意見等をまとめた資料です。前回のご審議では、プラスチック廃棄物の処理に係る費用負担について、資料ナンバー7番ナンバー8番の資料を基にご審議を頂いたところです。その前段では、プラスチック廃棄物の処理に係る分別方法、それと収集方法についてのご意見も追加で頂いておりますので、御覧のような形での資料をまとめさせていただいています。

それでは順番に1番目からご説明をさせていただきます。まず、1番目の質問です。プラスチック廃棄物の分別の大きさについてのご質問がございました。40センチメートルの基準についてでございますけれども、こちらの取扱いにつきましては、粗大ごみの基準を採用しているところがございますので、プラスチック廃棄物についても変えない形で進めたい。このように考えているとこ

ろでございます。

続いて、2番目です。こちら現状ですね。現状がどのようなことを行っているのか、どういった支障があるのかといった形のご質問を頂いているところです。現状といたしましては、清掃センターでは作業員が1つ1つの物を取り除いて資源化を行っている、そういった作業を行っているという現状があるところです。

3番目についてでございます。こちらは共通認識という形でございます。容器包装プラスチック（資源プラスチック）に加えて、40センチ未満の製品プラスチック、これを一括収集するといったことが共通認識として出されたところでございます。分別方法・収集方法に関しましては、御覧のようなご意見としておまとめをさせていただきました。

続きまして、前回のご審議の本題になりますけれども、費用負担についてのご意見等についてでございます。まず、1番目と2番目でございますけれども、こちらにつきましては、この後担当のほうからこちらにつきまして回答のほうを説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

3番目です。ペットボトルの戸別収集開始前後に、収集量の変化の有無があったかなかったか。そういった趣旨についてのご質問がございました。こちらは聞き取りを行った結果、変わりはないといった状況でございます。

4番目でございます。共通の袋にした先行して実施している自治体の実態についてのご質問でございました。こちらにつきましては、まず、購入状況は変わりがないことと、あと清掃センターにおいても曜日や搬入場所がきちり分かれていますので、大丈夫であるという形で今、想定しているといったところです。

続いて、5番目です。収集袋の金額についてのご質問です。こちらの考え方でございますけれども、もやせないごみと同じ金額を設定すること。また、容器包装リサイクル協会、容リ協の検査によって、再資源化が困難になる恐れもありまして、そうしたことを考慮して同額設定をしているということでございます。2ページに入っておりますので、そちらのほうを御覧いただければと思います。

続きまして、6番目の項目でございますけれども、プラスチック廃棄物の減量手法についてでございます。有料化以外の方策もあるのではないかとといったご質問でした。まず、有料化の目的につきましては、廃棄物の発生抑制とごみの資源化がございます。市といたしましても、販売店舗の自主回収、こちらも行われるよう、力を入れていきたいと考えているところです。

7番目の質問ですが、こちらは市民の皆さんだけではなくて、店舗等にも協力、働きかけが必要ではないかという趣旨のご意見でございました。こちらにつきましては、もちろん市のほうからも店舗回収をしていただくよう投げかけているといった状況です。

続いて8番目ですが、同じプラスチック製のものでも、ペットボトルにつきましては、袋の無料という形で、有料と無料の違いがあるのは説明しづらいの

ではないかといった趣旨のご意見がございました。今回ペットボトルにつきましては、製品プラスチックと分けて捉えていただきたいという旨の回答、考え方でございます。

最後、9番目でございますが、こちらはごみ袋の有料化における試算の算出でございますけれども、こちらにつきましては、回答欄にございますとおりLサイズで年間1,920円ぐらいの試算をしているといったところでございます。

最後でございますが、その他意見といたしまして4つございました。1つ目、リサイクルボックス、店舗に置いてあるリサイクルボックスを同じ仕様にするかどうか、また価格の設定についてのご意見が2点ございました。それと、最後にごみという言葉と資源という言葉の区分上の整理が必要だといった趣旨のご意見を頂いているといった内容です。

以上が前回審議会のご意見のまとめでございます。なお、今回、別紙でフローチャートのほうを、前回審議会のご意見を踏まえて作成してございます。後ほどこちらは御覧いただければと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、続いて先ほどの費用負担に関わる1番目と2番目の部分についての回答を担当のほうから説明させていただきます。

説明員： 環境対策課庶務係の和智と申します。着座にて失礼いたします。

引き続き私からは、資料ナンバー9、2番の「費用負担について」のナンバリング1と2、また、9の一部について前回預かりということでありましたので、ご回答させていただきます。

まず、ナンバリング1、令和元年と2年を比較して単価が増している理由について、内部的に調査しましたところ、令和2年4月1日より、もやせるごみにつきましては、現在、浅川清流環境組合可もごみ処理施設において焼却処理を行っています。そのため、令和2年度より清掃センターで焼却をしておりますもやせるごみの焼却処理に関わる委託料など、もやせるごみの中間処理に係る経費がなくなっております。その他、清掃センターで行っております中間処理品目、例えばもやせないごみ、缶、資源プラスチック。こういったところにもやせるごみに係る経費分がなくなったことにより、各中間処理品目に関わる職員の人件費また委託料など、こういったところの按分率が令和2年度より上がったことに伴いまして、もやせないごみのほか、先ほど申し上げた缶や資源プラスチック、こういったところの処理単価も上がっているというところでご報告させていただきます。

続いて、ナンバリング2、有料化している他市で処理経費の何%を補填しているのかというところなのですが、近隣市に調査をしたところ、なかなかこのパーセントを出すところが難しいところがありまして、本日までに回答を頂けていないという状況です。続いてナンバー9の歳入についての見込みというところにもつながってくるのですが、お隣の小金井市さん、容器包装プラスチックと製品プラスチックを既に一括収集しております。国分寺市と人口と世帯数もほぼ同じというところがございまして、1年間の指定収集袋の歳入については約1億円と回答をいただいておりますので、当市で有料化を実施した場

合においても1億円以上の歳入見込みがあるところですが、ただ、処理費用というところがどこまでなのかというところもあるのですが、収集運搬、中間処理、最終処理を含めた一連の流れの処理費用の何%に当たるかというところについては、この場でご回答はできないといった状況ですので、ご容赦いただきたいというところがございます。

私のほうからは以上となります。会長、よろしくお願ひいたします。

会 長： ご説明ありがとうございました。ただいま事務局よりご説明いただきました内容についてご意見、質問、コメント等よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

副 会 長： ペットボトルの問題なのですけれども、戸別収集することによって、そのスーパーとか、それから収集、持ち込みに差が出たのかどうかというあれで、ほとんど変わりませんよという話がありましたけれども、一方では令和2年度の市が集めているペットボトルですね。大体95、96トンだったと思うのですけれども、昨年度、令和3年度の場合は295トンということで3倍に増えているのですよね。ですから、当然、戸別収集によって市民は、もちろんスーパーに持っていつているけれども、市のほうに出すのが、圧倒的に行動が変わったと、ここはやはり認識すべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

会 長： 事務局への質問ですか。

副 会 長： ええ。ちょっとさらっと流されたので、だから、どういう認識ですか。

事 務 局： 認識としては、令和2年度204トン、令和3年度295トンということで、確かに拠点のほうに返しているのは変わらないということなのですけれども、市の考えはあくまでも買ったところにペットボトルを返してくださいと、そういう考えでいます。ごみカレンダーのほうにも協力店のほうに返してくださいということを明記しております。

副 会 長： ちょっとさっき年度を言い間違えたのですけれども、元年度と、それから3年度の比較ですね。それで3倍になっていると。ということは、明らかにこれは市民の行動が戸別収集によって市の収集に出して増えた。恐らく市民の全体のペットボトルの使用量はそんなに大きく変わらないと思いますので、多少は右肩上がりになるにしても、そうだとすると、やはりこれはペットボトルを戸別収集するとき問題になったのですけれども、いわゆる戸別収集が圧倒的に増えるか増えないかというところは、増えたと見たほうがやはり正しい認識ではないかと。そういう考えを持っているのですけれども。

委 員： 関連してなのですが、全くそのとおりだと思います。この委員会で今回直接あまりなっていないのですけれども、いずれは本当にペットボトル、今どこでしたか、武蔵村山のほうに持って行っていますよね。あれは本当にコストが一番安いのかどうか。コストが安いというのは環境が一番負荷が小さいのですけれども、私の理論ではですね。本当にそれがいいのか、いずれ精査したほうがよろしいのではないかと。ボトル・トゥ・ボトルというキャッチフレーズはいいのですけれども、本当にそうなのかというのも、一度冷静な目で見たらいいか

と思います。それで今幾ら、キロ 50 円で委託しているのでしたか、ペットボトルは。15 円でしたか。ここに取りに来るのでしょうか。清掃センターから取りに来て、持って帰って処理してくれるのに、キロ幾らお払いしてましたか。

事務局： ペットボトルの圧縮梱包をキロ幾らでということによろしいですか。

委員： いや、バールになって、その処理を頼むではないですか、ボトル・トゥ・ボトルの処理工場に。再商品化をお願いしていますよね。それ幾らお金払っているのでしたか。無料ですか。

事務局： 容リ協には。

委員： いや、容リ協ではないです。容リ協を通しているのですか。

事務局： ペットボトルはそうです。

委員： えっ、違うでしょう。私、今まで聞いてきたのと違いますよ。

事務局： 補足をさせていただきます。まず、家庭から排出されたペットボトルについては、先ほど委員おっしゃられたように、武蔵村山にある中間処理施設、民間になりますけれども、そちらのほうで中間処理をお願いしています。そこで異物を取り除いてバールの状態にしましたら、容リ協会を通じてリサイクルをしています。今ご質問のところなのですが、どこの部分で費用がどのくらいなのかということところは、多分、すみません、事務局のほうとしてもお答えしづらいところなのですが、いかがですか。

委員： いや、もう一度、武蔵村山の選別というか、洗浄というか、そこにお金は払っているのですか。

事務局： はい。

委員： 幾ら払っているのですか。それは分かるでしょう。

事務局： それはキロ 59 円です。

委員： 59 円ですね。容リ協に普通に資源プラで出すと 50 円ぐらいですよ。市税の持ち出しですよ。9 円だけ。そうなりませんか。資源プラスチックに、そのままペットボトルが混ざって、それで清掃センターでバールになって、直接、日鉄さんでもいいし、JFEでもいいのですが、ケミカルリサイクルへ回すと、確か容リ協に払うのはキロ 50 円ぐらいではないですかね。今までの資料はそうだと思った。

事務局： すみません、少し整理をさせていただきたいのですが、今、資源プラスチックに混入をされているペットボトルのことをお話しされていますか。それとも、ペットボトルで収集されたもののお話なのか、ちょっと混乱されていて、ペットボトルの回収曜日に出されたものは、先ほどのお話です。資源プラスチックで誤ってなのか分かりませんが、混入しているプラスチックについては、清掃センターのほうで作業員が抜き出しをして、その分を民間の廃プラスチックを処理する業者のほうに引き取っていただいています。

委員： そののが違うのですよ。私の認識は、容器包装サイクル法、旧ですね。旧容器包装リサイクル法ではペットボトルも入っているのですよね。ですので、我々が資源プラとして収集していただいて、あそこの選別のラインにかかった

ときに、別段ペットボトルは抜かなくても、そのまま資源プラスチックとして容リ法ルートに乗せてもいいのではないですか。

事務局： まず、その中間処理施設の中で、容リ協会を通じて資源プラスチックを排出する場合には、ペットボトルについては異物になります。なので、混入をしないように市のほうで抜き取っています。

委員： そこが認識の違いというか、私の常識の違いなのですね。ペットボトルは容リ法ルートの資源プラスチックからはじかれるわけですか。本当に？ 異物としてあのラインではじかなければいけないのですか。

説明員： すみません、委員がおっしゃっているのは、容器包装リサイクル法に基づく再商品化で同じ処理ができるのではないかという意味合いでおっしゃられていると思うのですが、容器包装プラスチックとペットボトルは再商品化するものが違うというところで、双方に入ってしまうと、お互い異物になりますので、そこは一定程度線引きをして、容器包装プラスチックとペットボトルについては別々のべールとして、容器包装リサイクル協会を通じて別々のリサイクルを行っているというところでご理解いただければと思います。

委員： 分かりました。そうですか。そうすると、1点だけ。今までは50トンとか60トンぐらいでしたので、別段、武蔵村山にあるところへ洗浄なりでべール化するのに任せなくて、何とか清掃センターで賄っていたということですね。それが300トン近くになってきたので、余計コストをかけなく、本当にそれでいいかどうかというのは、若干ではないですか。それとも、ボトル・トゥ・ボトルで、環境により負荷が小さいと標榜していかざるを得ないということですか。

事務局： まず、先ほど清掃センターのほうで、拠点収集だった場合については市のほうで清掃センターのほうにペットボトルのほうを運んできて、選別をしてべール化して容リ協会のほうに出していました。委員おっしゃるように、そのぐらいの収集量であれば市のほうで中間処理が行えました。ただ、やはり戸別収集にすることによって、我々としても当然、年間300トンぐらいは出るだろうという中で、今の清掃センターの設備ではとてもその量が処理できないという状況がありまして、今、武蔵村山市のほうの民間の処理施設を使っています。今、検討しているのが、仮称リサイクルセンターというものを今後整備していくこととなりますけれども、その中には、やはりリサイクルセンター内で中間処理、ペットボトルが中間処理できる方向で今、検討を進めているという状況になります。なので、ずっと将来これが続くのかということではなく、将来的にはやはり自区内処理というところもありますので、リサイクルセンターのほうで処理していきたいと考えております。

委員： 過渡的処置ということですね。

委員： 今回の関係と直接、外れるかもしれませんが、ペットボトルの関係ですね。拠点収集をしていたほうが量が少なかった。戸別収集したら量が増えた。余分にお金がかかるようになった。これはちょっとどういう意味で拠点収集にしたかですよね。なぜ拠点収集にしたのか、理由が。ところが、拠点収集にしたら量が増えた。

委員： 逆，逆です。

委員： 戸別収集にしたら量が増えたということはどういうことなのでしょう。逆に戸別収集したらお金が余計かかる。まずかったのか。まずかったら元に戻したらいいのかという感じがするのですね。これはそもそも廃棄物を減量する取組をしているわけですから。戸別収集したら量が増えた。それに対する何か考え方というか，対処というか，そういうことは考えているのかどうか。ただ集めればいいということではないと思うのですね。ですから，この辺が戸別収集にしました，幾ら増えて幾らお金が増えたのか減ったのかということをきちんと検証しないと。ただ取組が変わっただけ。「はい，終わりました」ではちょっと理解できないなと思います。

会長： ご意見承りましたということで，よろしく申し上げます。ほかにいかがでしょうか。

委員： 消団連としては，終始一貫，ペットボトルの戸別収集に反対してきました。そもそもペットボトルをどう処理するかではなくて，排出抑制をしたい。つまりペットボトルを使わない，減らしていく暮らしを求めるというのが，私たちの終始一貫した姿勢でした。市議会にも随分陳情に行ったりして，市議会を傍聴して，傍聴だけではなくて意見をいろいろ申し立てる機会を作ってもらってそういうことを言ってきたのですけれども，結局戸別収集になりました。

その戸別収集になる前から，消団連でもずっと大型店を中心にいろいろなお店に聞き取り調査を続けてきたのですね。どのくらいペットボトルが出されているかということ調べてきたのですけれども，戸別収集になった後もほとんど変わらないと，どこのお店でもそういう回答があったのですね。

私たちが感じているのは，戸別収集になったことで，ペットボトルを出すことにハードルが下がったのではないかと。だから今，委員がおっしゃったように，全く減るどころか増えているのですよね。ですから，それはやっぱりペットボトルを出しやすくなった，市が幾らでも出していいよと言っていると市民は考えたと理解してもおかしくないのではないかと思います。

それはやっぱり望ましい方向とは逆で，ペットボトルを使わないということを目指したいということからすると，むしろ反対の方向に行ってしまうのではないかという気がします。これからやっぱり先のことを考えると，ペットボトルはやっぱり減らしていきたいという気持ちはずっと変わりませんので，そういう方向を目指してもらいたいと思います。それは従来の消団連の意見ですので，よろしくお願いいたします。

会長： ありがとうございます。

委員： 関連することとしてちょっと質問させていただきますけれども，資源プラ，先ほども回収したやつを選別しているという話がありました。一定以上，異物が混入していると。国分寺市のその戸別で集めた段階での混入状況というのは，どう比べるかですけれども，いいのか，普通，近隣と比べて，悪いのか。それはどんな感じなのでしょう。

事務局： まず，組成分析については毎年調査をしています。他市と比べてどうなのか

というところまでは、すみません、ちょっと検証ができていない状況です。

委員：市の認識としては、国分寺市の市民はきちんとやってくれているな、なのか、それとも雑だな、なのか。どちらでしょうか。

事務局：我々としても、これまでも市報等でもお知らせをしているところでして、市民の皆さんの協力があって分別についてはかなり進んでいるのではないかとこのところで周知をしているところです。状況的には毎年そういった検査を行いながら、一定程度、やはりまだ異物が混入しているところもお知らせしつつ、しっかり分別をしていただきたいということは引き続きお願いをしているところでございます。

委員：今聞いたのは、金額で同額にしないと混入してしまうよ。だから、同額にするというご説明でしたよね。現在は無料と有料です。著しい差があるけれども、まあまあ状態であるならば、同額にしないと混入が著しく高くなる恐れがあるという説明はちょっとおかしいのではないかなと思ったので、聞かせていただきました。以上です。

委員：どれぐらい市民の皆さんが資源化を進めていただいたかというのは1つの指標があるのですね。資源化率というのは、皆さんごみを集めた全体の中で、どれぐらい資源が含まれていたか。これは毎年、資源化率を出しているのですけれども、国分寺は26市の中で、多摩地域25で一番少ない、高いのです、資源化率がね。初めて今度1番になったのですけれども、それだけ皆さんがきちんと分別をやっていたらと。もちろん市の施策もあるのですけれども、皆さんの協力なくして資源化率は上がっていきませんので、皆さん本当にきちんとやっていたらと認識をしたほうがいいかなと思っています。

会長：ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。この後、取りあえず原案、素案のお話がありますので、こちら辺で一旦引き取らせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。では、ただいまをもちまして、資料9についての質疑応答、終了したいと思います。

続きまして、答申ですね。素案についてお願いいたします。説明は事務局からです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：事務局でございます。それでは、本日資料としてお配りさせていただきました資料ナンバー10番を御覧いただきたいと思います。こちらは答申の素案でございます。まず、本日、審議会前にこちらの資料のほう、事前配付ができなかったことにつきまして、事務局といたしましてはおわび申し上げます。

それでは、答申素案を、まず私のほうから構成について申し上げます。

答申素案3ページ目を御覧いただきたいと思います。3ページ目からがその内容になりますが、3ページ目「はじめに」というところの部分でございます。こちらは、今回ご審議いただくまでの市の取組などの経過、こちらのほうを3ページ、1ページ分、お示ししている内容でございます。

次の4ページでございますが、こちらはごみ処理の現状と課題。こちらのほうを掲げさせていただいているところでございます。その4ページの下側でございます。こちらが今回の諮問の本題にかかる部分になりますが、今回のプラ

スティック廃棄物の分別方法，収集方法，費用負担の在り方についてご意見を頂戴しているところでございますが，こちらの基本方針を5ページのところにわたってお示しさせていただいているところでございます。そして，この基本方針の中身のその内訳ですね。中身についてでございますが，それぞれ今申し上げました3つについて，分別方法，収集方法，費用負担についてでございますが，そちらを今後の取組についてという内容で5ページから7ページにわたってお示しして，最後に「おわりに」という形で結んでいるといった構成で事務局のほうで答申素案のほうをお作りさせていただいて，今回ご提示させていただいているところでございます。

なお，この答申素案につきましては，これまでの審議会でのご議論を踏まえまして，事務局のほうで作成したものでございますけれども，今回当日配付という形になりましたので，差し出がましいところではございますけれども，少しお時間を頂きまして，委員の皆さんにおかれましてはご一読いただければと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

会長： ありがとうございます。この後，素案に関して議論したいと思うのですが，繰り返し申し上げますが，当日配付となりまして大変失礼いたしました。そこで，約10分時間をとりますので，皆さんお読みいただけますでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。今，目の前の時計が15時40分なので，大体15時50分ぐらいまで目安としてください。どうぞよろしく願いいたします。

(約4分中断)

会長： 正面の時計も大体15時50分ぐらいということで，再開したいと思います。今，事務局からご説明いただいた内容，そして皆さんがお読みいただいたこの内容につきまして，ご意見，ご質問，コメント等ありましたらどうぞよろしく願いいたします。

委員： まず1つ確認させてください。これ，今年の4月1日から施行しようかなと思っておりますか。

説明員： 有料化をもし実施するとなると，令和6年の6月を予定しております。また，一括収集については令和6年4月を予定しており2か月間は有料化までの移行期間で見えております。

委員： ちょっともう一回言ってください。

説明員： 一括収集については令和6年4月，有料化をもしやるのであれば令和6年6月を予定しております。

委員： ずらすということですね。

事務局： はい。6月の理由については今現状，もやせるごみ，もやせないごみが有料化されていて，平成25年の6月から実施しております。一定要件を満たした方については市指定収集袋の減免という制度がございます。当市で約5,300世帯が対象となっております。その時期をずらすとほぼ1年を通じてその作業に追われるというところで，時期区分を合わせ6月を予定しております。

委員： それともう1つは、容リ協のホームページに、市町村の説明は6月末か7月初めにありましたよね。そこに問答集が載っていますよね。それを見ると、要は、この製品プラの処理単価は幾らかという、再商品化事業者が幾らで入札するかにかかっているのですよね。今、キロ 50 円ぐらい出しているのですけれどもね。ところが今、委託処理費を見ると、徐々に上がってきているのですよね。グラフ見ていただければ分かるのですけれども。そうすると、上がっているということは、引き取り手がないから容リ協は金を出さないといけないということですよ。引き取り手がいっぱいいると処理単価は低くて済むのですよ、この世界は。

ということで、これが上がっていく可能性を見ると、すみませんが、長くなりますが、現状、この 600 トンの製品プラスチックは、J T 環境に出していますよね。キロ 50 円ぐらい。ここを実はちゃんとリサーチされているのですよね。燃やして熱を回収して、残りは金属主体になりますので、鉄鋼系の原料として。溶かしているやつは、それは既に路盤材で使っていますね。プラスチックというのは、ご存じだと思いますが、蒸し焼きすると6割がガスで飛ぶのですよ。3割から4割ぐらい固体で残って、それを何とかコークスの代わりに使えないかと。結局、最後はやっぱりサーマル利用になっているので、今の J T 環境に出している 600 トン製品プラスチックというのは、それなりにリサイクルされているということは認識したほうがいいのではないかなと思っています。いずれにしても、来年の4月からやろうということになると、プロパガンダの時間もありますし、それから処理コストも見えてくるはずですから、5年度の実績で。それでよろしいかと思います。

会長： ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

委員： 指定収集袋のことなのですが、今、もやせるごみともやせないごみの2種類ございまして、私が一番心配なのは、プラスチック廃棄物がもやせないごみと一緒にということなのですね。とても心配なのです。今でもちょっと違うものが混じっていたりする状況が目に見えますので、皆さん、何も違和感ないですかね。同じ袋で出すというのは。

会長： 前回の委員会でも、その件、お話が出まして、一番いいのは色を変えたら、はっきり分かりやすいというのはあると思います。

委員： 資源のことは同じ色でもいいのですが、上に印刷してありますよね。その色を変えるぐらいでも効果があるのではないかなと思いますけれども。

事務局： 事務局から、例えば色を変えたときのメリット、デメリット。

委員： 色を変えていただくのが一番いいのですけれども、ただ、コストも削減したいということですので、そうしたら上に印刷かけますよね。もえるごみとかもやせないごみとか。そこのところにプラスチックとか書いていただければ。

会長： はい。あと、前回出た意見が、販売店でその色を変えたためのスペースを確保しないとイケない。

委員： うちも販売していますけれども。

会 長： 問題ないですか。

委 員： 問題はないと思います。

会 長： そうですか。

説 明 員： 今のお話は指定収集袋に表示のあるもやせないごみと、今後、一括収集するであろう表示の色を変えて線引きをしたほうが望ましいのではないかと。袋の色を変えるというご意見ではないということですのでよろしいですか。

委 員： 理想は色を変えてほしいのです。もう誰でも分かるように。ただ、それが不可能であれば、ちゃんと分かるように文字を変えてほしい。

説 明 員： 貴重なご意見ありがとうございます。必要であれば答申に、文字の色を変えて識別できるような形でということをご希望いただくと助かります。以上です。

委 員： すみません、ちょっと質問なのですが。

会 長： どうぞ。ちょっとすみません、今の質問、多分コメントに関連するということ。

委 員： そうです。

委 員： いいですか。ちょっとそもそもの質問なのですが、もやせるごみともやせないごみ、プラスチック廃棄物共通の指定収集袋の2種類とあるのですが、今、委員さんがおっしゃったように、後者の袋には、プラスチック廃棄物ともやせないごみを一緒に入れてしまうということですね。

事 務 局： いや、分けますね。

委 員： いえいえ、違いますよ。

委 員： 2種類の袋にするということは。

事 務 局： 共有する。

委 員： 共有する。つまり、収集日を変えてということですね。分かりました。すみません、それで結構です。

委 員： でも、全く同じところに私も気になっていまして、同じように入れてしまう人が絶対出るだろうなと思っているので、すみません、ちょっと前回かな、話が出たときに私、明確に反対しなかったかもしれないのですが、ここは絶対やめたほうがいいとは思っています。あとはプロパガンダが必要だという話がありましたけれども、これも1つの大きなプロパガンダかなと思っていまして、市民の方に明確にこれが有料になって回収されるのですよということを知らしめる意味でも分けたほうがいいと思うのですね。なので、そこがプロパガンダのコストと考えれば、必要なコストだとも思いますので、そこは検討したほうがいいのではないかなと思います。

あと、すみません質問なのですが、この分別処理に関わる7ページですね。一番上の処理に関わるコストを適切に反映させることという、この意味合いはどのような意味合いになるのでしょうか。

事 務 局： まず、ここの部分については、それぞれ収集運搬経費、皆さんのところから集めてくる経費と中間処理経費、先ほど異物を取り除く経費、もう1つは再資源化するための経費が3つ大きく関わってきます。その部分についてもしっか

り経費を含めた中で、皆さんの廃棄物処理手数料に反映させたほうがいいだろうというところの意味合いとなります。

委員： とはいえ、その議論とは別にもやせるごみ、もやせないごみの袋のコストというのは変えないほうがいい、みたいな話もありますよね。

事務局： はい。

委員： その観点だけではなくて。なので、何かちょっと矛盾していないかなと思っただけなのですけれども。

委員： よろしいですか。今の意見に関連しまして、もやせるごみについても金額を改定する可能性があるということでもよろしいですか。そういうわけではなく。

事務局： そういうことではないです。あくまでも今、もやせるごみ、もやせないごみについても経費がかかっている中で、今度はプラスチック廃棄物という仮の名称でお呼びさせていただいていますけれども、そういった形で処理費用がかかっていると。今後そういった部分について、まず2つの金額については変えないということが大前提ということを考えております。今、議論を頂いているのは、我々としてはこの会議でお伝えさせていただいているのはもやせないごみと同じ同額の袋の単価にいたしたいというところ。一方で、そうではないというご意見も頂いている中で、我々としてはもやせるごみ、もやせないごみの部分では同じ料金を設定していますので、ここについても同じように反映させるというようなところを書かせていただいているところでもあります。

委員： すみません、私、12月の会議をちょっと欠席したものですから、あれなのですけれども、この文章を見ますと、この最後の7ページの、追加するのではなく、もやせるごみ、もやせないごみ・プラスチック廃棄物共通の指定収集袋の2種類に統一すると書いてありますね。これをさらっと読むと、要は、実際は3種類なのですよね。袋はでも2種類だよということを言いたいのですよね。同じ袋を使うからということで、今、回ってきましたように、もやせないところにちょっと一言だけを入れようということなのですか。

会長： そうですね。

委員： 要は、この文章だけ読むと、もやせるともやせないが1つになるのかなと読み取ってしまうから、本当はポツではなくて、3つ書いて、袋が2種類ですよと書くなり何なりしないと、さらっと読むと、これはもやせないとプラスチックが一緒の袋になって、一緒に入れてしまうのだなとこれは思ってしまう人も、答申書をどれだけの方が読むか知りませんが、と思ったのですけれども。

会長： ご指摘ありがとうございます。曖昧さは解消したほうがいいと思いますので。

委員： それで先ほどの色を変えてほしいという話が出たのですよね。それで分かった。

会長： そうですね。おっしゃるとおりです。すみません、前回の話でそういうことありましたので。ただいまの話をちょっと整理しますと、今、もやせるごみという黄色の袋、もやせないごみという紫色の袋があります。今回はこの袋の色は変えずに、この紫色のもやせないごみにプラスチックごみというのを捨てると。ただ、今ご指摘いただいたみたいに、もやせないごみの中にもやせないごみとプラスチックごみが混入したりする、そういう恐れがあるから、ベスト

は、例えば赤色の袋を用意するとか、そういうふうに家庭内で分かりやすくする。捨てるときは曜日が違うからはっきりするかもしれませんが、そういうところ、少なくとも色を変えないのであれば、ちょっとでも表示するなりして、ちゃんと周知できるような、そういう配慮が必要ではないかというご意見と承っています。

副会長： すみません。今、議論は袋をどうするかという話になっていると思うのですが、その前に、まずここに書いてあるのは、同額にすると。もやせない、もやせるごみ、これから新しくできるプラスチック資源物を同額で集めるということが最大のポイントだと思うのですね。同額でいいのかどうか。前回までは、有料は皆さん大筋オーケーですね。ここは合意が取れていると思うのですが、金額については本当に同額なのか、やはり少ないほうがいいのか。ここは多分議論が分かれるところだと思います。ちょっと問題点をちょっと申し上げますと、来年、実施時期は令和6年からだということなので。

会長： 副会長、1時間たったので、どうしますか。今回はいいですか。どうしますか。

副会長： お任せしますけれども。どちらでも。

会長： では、すみません、副会長、申し訳ありません、お話の途中で。ちょうど1時間たつと換気するというルールがありますので、すみません、今から10分間、切りのいいところで、4時15分でいかがでしょうか。4時15分から再開したいと思います。では、再開から、副会長、お願いします。

(休憩)

会長： 皆さんお戻りいただいたということで再開したいと思います。では、先ほど副会長からのご発言というところで止めてしまいましたので、そこから再開したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

副会長： すみません。先ほども冒頭申し上げたのですけれども、やはり今回の最大のポイントは、有料化は皆さん大筋合意いただけたかなと思っておりまして、では金額をどうするか。ここはまだ議論があまり煮詰まっていけないのではないかということで、ぜひここは皆さんの、ある意味ではお一人お一人のご意見を伺いたいということです。

それで参考になる点として若干申し上げたいと思うのですが、この前もちょうと話がありましたけど、市の基本方針は、資源化するものは無料で集めますということになっているらしいのですよね。ですから、当然、今回は、目的は資源化ですから、もやせないごみに含まれている製品プラスチックを抜き出して、資源プラスチックと一緒に集めましょうと。リサイクル、再資源化するためにと。これが最大の目的だと思うのですね。そこからいくと、当然、市民感覚として無料でいいのではないですかということになりますね。それからもう1つは、資源プラスチックと、それから今度、分別される製品プラスの比率を考えてみますと、多分9対1とか8対2で、圧倒的に資源プラスチックが多いはずなのです。そうしますと、市民感覚としては、せっかくリサイクルするのに、製品プラスチックと一緒にになると、圧倒的に多い資源プラスチッ

クも含めて有料化されるのかという、そういう考え方もあると多分思うのですよね。ですから、そこがもう1つ。

それから、では、我々の負担がどれくらい増えるのかということで、市のほうから明確な数字はもちろん出ていないのですけれども、私が、1月12日に隣近所70件回って、ちょうどその資源プラスチックを出す日に、どんな袋の大きさで出ているか見て回ったのですけれども、大体72%ぐらいが一番大きな40リッターぐらいのものですね。それから26%ぐらいが半分の20リッターと。それから10リッターです。これはもう3%ぐらい。ですから、圧倒的に40リッターの袋が多い。一方で、今、もやせるごみが皆さんいろいろ出してやられていますけれども、多分一番多いのは、20リッターと10リッターなものです。それぞれ30%ちょっとくらいだと思います。その次が5%の40リッターと。国分寺で唯一やっている3リットル袋です。多分これは残念ながらまだまだ10%ぐらいということですから、これから類推しますと、圧倒的に今度の資源プラスチック、プラスチック資源物の袋の大きさは一番大きくなるはずなのです。

これからちょっと類推してみますと、年間で1世帯当たりどれくらい負担増になるかと、これは単純計算であれなのですけれども、多分3,500円から4,000円ぐらい。普通の一般家庭です。当然家族の多いところは増えるということになります。これが多いか少ないかという判断の問題はあると思いますが、今ご存じのように、去年の12月の物価上昇率は4%なのです。これからは電気料金が上がる可能性があるということで、家計の負担は非常に増えていますよね、当然のことながら。この時期にこれをやるのかどうかということが1つ。先ほど実施時期を聞きましたら、令和6年の4月からということ、若干タイムラグがありますので、その頃の景気、物価状況はどうなっているかという問題になっていますけれども、今、例えば4月以降、市民説明会なんかでもしやる場合は、相当これ、やはり今やるのという話になりかねないと思います。

それから多摩地域26市、この前、資料が出ていましたけれども、では資源プラスチック、あるいは一括して集めているプラスチックをどれくらい有料で、同額で集めているかというところは、4市だけなのです。一括収集しているところが7市あるのですけれども、その3市があれば、それから、資源プラスチックだけ集めているところは有料で同額のところがありますので、全体で4市と。それ以外は金額の半分以下か無料かということで、やはり資源物に差をつけているところが大半なのです。そういう状況下において今回、有料化の問題が出てきましたということで、市としては同額がいいに決まっていますけれども、我々市民感覚として、どれがやっぱり数字的にいいのかと。それから、1つ言われているのは、先ほどもちょっと委員のお話がありましたけれども、同額にしないと混在が増えますという、市のほうはそういう話をされていると思うのですが、逆に資源物は格差をつけたほうがもやせないごみから製品プラスチックを抜き出して安いほうに流れるということで、そういう分別促進

の効果は、むしろ格差をつけたほうがあるのではないかということ、それから、資源プラスチックですね。今、皆さんお家を出していただいている。これは大変、皆さん努力していただいて、プラマークを確認したり、それから惣菜いっぱい入っていますから、きれいに洗って、これは正確にきちんとやっていただいていると思うのですね。せっかくそれを、手塩にかけたものがいきなり有料になると。しかももやせるごみ、もやせないごみと同額になるというのは、本当に市民感情としてどうなのかということを含めて、皆さんのご意見を出していただければと思います。以上です。

委員： すみません。今の問題とちょっと離れるかも分からないのですが、ちょっと確認をしたいのですが、ペットボトルが今後どうなるかということ。今までお店なり何なりに返却するのが一番望ましいと考えていますけれども、今のような形でペットボトルが戸別回収されるかどうかということを確認したいと思います。

事務局： 事務局です。ペットボトルの収集ですとか、そういったところの部分についてなのですが、今回は製品プラスチック、いわゆるもやせないごみの中に含まれる製品プラスチックを、100%プラスチックでできているものです。そういったものを資源プラスチックの袋と一緒に、一括で回収するという形になりますので、ペットボトルについては特段変わらない形になります。ですので、収集については同じ形で。

委員： 無料なのですか。

事務局： ええ、無料で進めていくと。

委員： ということは、今までどおり自分の家の袋に入れて出せばいいということですか。

事務局： そうですね。そこについては変わりません。資源プラスチックの中に、例えばプラマークのついていないプラスチックですとか、そういったものを一括して収集することができるということで収集の方法、中身の分別を、分けて、そちらの方に一括で収集することができるという。それを今ご審議いただいているという中身になっています。

委員： 分かりました。それで、幾つか確認したいことがありまして、今、資源プラスチックとして回収していますよね、個人のお宅で。これは隔週、出しているわけですが、そしてもやせないごみも隔週回収。もやせないごみ。

委員： 資源プラスチックは毎週。

会長： 容器プラスチックは毎週。

委員： そうですね。

会長： もやせないが隔週ですよね。

委員： もやせないごみが隔週ですね。そして、今度、集めるであろうプラスチックは器物というのは、これは、今までのような毎週の資源プラスチックのその場所に移り変わるということで考えていいですか。

会長： はい、毎週ですね。

委員： ということは、場所によって違うのでしょうかけれども、例えば何町は何曜日

と今まで決まっていますよね。

会 長： カレンダーに書かれているとおりでですね。

委 員： カレンダーですね。そうすると、結局、最初にお話を聞いていたときは、同じ袋で出すということではなく、私のイメージとしては同じ曜日のその週の流れに出すのかなと感じとったのです。それだととても混入してしまっ、出すと混乱するのだけれども、そうなる、今ある資源プラスチックと同じようなあれで出せばいいと考えればいいですか。

会 長： どんどん聞いてください。そういうのは今の間に。

事 務 局： 収集方法になりますが、今、委員おっしゃられたように、基本は資源プラスチック週1回、もやせないごみについては隔週という形で回収しておりまして、これまでもこの審議会の方でご説明をしているのは、その回数を変えないということ、変えない中で事務局としてはお話をさせていただいています。基本的には、今後、我々のほうで考えているのは、今現状、例えばこの地区であれば泉町の地区、それぞれ地区によって曜日が定められていますけれども、資源プラスチックの名称がどう変わるかわかりませんが、変えた中でプラスチック廃棄物の日に変わっていくというイメージを持っていただければと思っています。なので、これまでどおり週1回というところ、もやせないごみについては隔週というところ、もう1つ、いわゆる収集曜日が重なっていませんので、そこの辺りでは、これまでもこの審議会の中でご説明をしてきているところは、仮に排出される袋は1つなのですけれども、出す曜日も違えば回収してくる車両も違ってきますので、車両というか、ごめんなさい、曜日が異なりますので、まずお家の中できちんと分けていただければ、そこは出していただくことはできるのかなと思っています。全て答えていますかね。

委 員： 分かりました。

委 員： 先ほどの委員の単価の話ですけれども、現状は、多分おっしゃるように、ほとんどのプラは大体40リッター、週1回で、かさばって大体40リッターが一番多いと思うのです。それで、例えばもやすごみ、私なんかはもやせるごみ、黄色いやつがありますけれども、あれはS、Mとかもありますね。Sが3リッターか何かなのだけれども、あの袋は結構伸びるので、私はSにガンガン、ガンガン入れるのです。それで、なるだけSで出すように心がけています。週1回ね。しょうがないときにMになるのですけれども。ところがこのプラになると、多分こうやっても潰れたりはしないから、固形のものも多いし、多分S、Mはほとんど使えないし、Lかな。要は20リッターもしくは40リッターという、これが多分毎週のように出てくるはずなのですね。もやせないは、確か2週間に1回で、結局、もやせないから一部が今回プラのほうに行こうとするよということで、もやせないなんて、ほとんどうちなどは一月に1回ぐらいしか出ないですね。そんなにもやせないものはないのです。

だから、廃プラが出るとなると、ほとんどを家庭に対する単価、今、3,000幾らと言っていましたけれども、もっとなるのではないかなと、逆にね。これ単価がかかるのはしょうがないのですけど、やっぱりそこで問題になってくる

のは、何でペットボトル無料で、プラが有料なのという意見がかなりの人から出てくると思います。ペットボトルは確かに潰す機械もあるけれども、潰さないから結構かさがある。私はペットボトルをほとんど飲まないで、出るときは販売店に持って行ってしまいますけれども、家を歩きながら見ていると、ペットボトル、みんな大体このぐらいね、かなり大きい、潰さないでやっているから。結局、それでこれ無料でやっついていて、プラが有料になるのはおかしいなと思う人が結構出てくるのではないかなと思います。単価が上がりますよというのをもっと市のほうから周知をしないと定着してこないのではないかな。定着というか、結局どこかで出さなければいけないので、そのときになるとやっぱり販売店に持っていくという、買ったところになるだけ持っていくようにするのは、こうやると今度結構、分別をかなりしないと、今、プラはプラだと1つのやっているけれども、大体週に1回、大体40リッターぐらいになってしまうのではないかなと思います。意見というか。

会長： コメントありがとうございます。

委員： 価格の点について申し上げますと、そもそもなぜLLの袋は高くてSは安いかという趣旨は、もちろん袋の製造コストの問題があると思うのですが、それ以上に、なるべくごみの排出量を抑えてもらえれば、経済的負担が少なくて済みますよということで、ごみ削減の動機づけとしているのだらうなと思います。その趣旨を考えると、今、委員もおっしゃったとおり、もやせるごみとかもやせないごみは、結構その家庭ごとの努力で減らせるのは大きいと思うのですが、プラは本当に前回の審議会でも意見がたくさん出ていましたけれども、買う物、買う物にプラスチックが使われていて、個人の努力で減らせる部分というのが少ないのではないかなと私も感じております。先ほど副会長の調査の結果もありましたけれども、どうしても私自身も大きな袋でこんなにもプラばかりだなと思うことが日々多いので、やはり個人とか各家庭の努力で減らせる部分は少ないということを考えると、現在のもやせないごみの袋と同額にするというのは、やはり皆さん、市民の皆さんの抵抗が強いのかなと思いました。

この答申を見ると、7ページの上から3行目、2段落目の2行目ですが、価格はもやせるごみもやせないごみの指定収集袋の価格と同額とすることが望ましいという表現になっています。既存の価格を維持するとは書いてありませんので、さらに価格についても再検討していただいて、例えばもやせないごみの価格は減額を検討するとか、そのような工夫で対応していただくことも考えられるのかなと思いました。

その一方で、同額としないことのデメリット、ごみの混入のリスクがあるということを考えると、やはり同価格ということは維持した上で、そもそも価格の再検討という選択肢はないのかなと思ひまして申し上げました。以上です。

会長： コメントありがとうございます。ほかいかがですか。

委員： 議論の最初は色をどうするかということでしたけれども、まずそれ、僕の意見、議事録に残していただきたいのですが、私は色を同じにするのに反対です。できればグリーンみたいなのがいいのではないかなと思います。理由は、前回、

委員がおっしゃっていたように、今まで資源プラであったので、先ほど副会長が話していました、一生懸命分別して出していたのが、急に有料になってということで、でもそれは消費者責任になり、地球全体を考えたときにやっぱり役に立つのだよという意味では、グリーンみたいな色にしたらどうかなと思うのですね。今2億2,000万ぐらい販売、売上高があるのですね。この資料を見るとね。そのうちの9,000万円ぐらいが使用分でしたか。製造、作成費用と販売店の委託費、それから倉庫の保管料らしいですね。今回、1世帯当たり3,000円ぐらい負担するとすると、6万世帯ですから、1億8,000万ぐらい収入が増えるわけですよ。それで何で色が変われないのという感じがするのです。いずれにしても、そんな理由で市民の皆さんに、今度変わるのだよという意味では、僕は何か色を変えて、できればグリーンがいいのではないかと。だから、2色でやるのは絶対反対です。その意見は残しておいてください。

その後、今度は幾らにするかというのを、これからじっくり議論したいと思います。一体幾ら増えるのだろう。コストが。これをやることによって。僕も考えると、あまり増えないのではないかと思うのですけれどもね。そこら辺も皆さんで相談したい、議論したいと思います。

委員： 収集袋の色についてですけれども、前回の審議会で私ちょうどその点気になったので、他市の状況なども考えて、どうなのでしょうかとお尋ねしましたところ、市役所のほうでもとても懸念があったので、他市の状況を調べて、大丈夫ですという現時点でのご見解を頂いて、そこでそうなのですねということで話が終わったのかなと理解していたのですが、まだ検討の余地があるということでしたら、やはり私も引き続き袋を変えたほうが理想的だなとは思いますが。ただ、前回おっしゃった、置き場所とか製造コスト、いろいろな懸念点があるのかもしれないけれども、やはり3色にすることは、それを上回るメリットがあるのではないかなと思いました。

委員： 私も絶対色は変えるべきだと思います。今までの2色でやっていて、今までどおりでやっていて何か印だけつけるというのではなくて、やはり今回絶対に色を変えて、緑がいいのか何がいいのかあれですけども、これは色を変えることによってみんなの意識を高めることも必要だし、そういう意見の人が多分、私は多いと思います。色は変えるべきだと思います。まだ1年2か月ですか。1年以上の猶予があるわけですから、いくら在庫品がたくさんあるか分かりませんよ。もやせない在庫品がたくさんあるからということなのか、いろいろ理由はあるのでしょうかけれども、絶対今回はやっぱり色を変えて新たなスタートを切るべきだと思います。

会長： ほかにいかがでしょうか。

委員： 私も色を変えたほうがいいかなと思うのですけれども、まずは、色をもし変えないとすると、もやせるごみの袋の売上と、今回のプラスチックの売上をどうやって仕分けするのかね。お金の、収入の。今まではその袋を数えればよかったけれども、全部もやせるごみ。ところが、もやせるごみとプラスチックごみの袋は一緒ですから。

- 会長： もやせないごみとプラスチックのごみですね。
- 委員： 袋は一緒ですよ。
- 会長： もやせない、今、もやせるとおっしゃいましたので。
- 委員： もやせないごみとプラスチックの今回のやつは一緒の袋ですよ。
- 会長： はい。
- 委員： それが、要するに、売った収入が、どうやって仕訳をするのか。分ける必要がなければいけないのですよ。それが分けられないとど、どっちのお金がどうなったかというのはよく分かりにくいなど。
- もう1つは、副会長が言われたように、僕も考えても大体うちも 40 リットルいくなど。するとやっぱり年間 3,800 円ぐらいは。やっぱりこれは半値ぐらい、せめて 2,000 円台に落としたほうがいいのではないかなど。非常に今皆さんが逼迫している中で、年間の支出が大きくなるのではないかなどちょっと感じます。以上です。
- 会長： ありがとうございます。ほかいかがですか。
- 委員： まずちょっと1つ、4ページ、(2)の最後のところが、569.8 グラムを達成するためのさらなる「こみ」の減量になっているので、これ誤字ですね。それと、ごみの袋の話ですけれども、この間もらった資料を見ましたけれども、小金井市はもやせないとプラと共通で同じ容器。ただし、小平市は袋3種類あって違うよと。府中も袋3種類あって違うのだと。国立市も袋3種類で違うと。立川の場合は、包装プラの有料化は今のところ導入を検討していないということなので、難しいというほど難しくはないかなど、近隣の市町村も袋3種類売っているわけですから、それはやる気があればできることではないかなどと思います。
- それと料金について、私は国分寺市も財政からしたら同一である程度お金をしっかり取らないと苦しいのかなどという点ではしょうがないのかと思います。ただそんな理由として混入が大量にあるからというのはただの方便のような気がするので、それを懸念するから同一料金というのにはちょっと賛成できません。以上です。
- 会長： ありがとうございます。ほかいかがですか。
- 副会長： 今度のプラスチック資源物は、全体としては資源として処理しますと。ただし、指定収集袋、いわゆる収集手数料をもやせないごみ、もやせるごみと同額ですよ。ということは、市民感覚としては、価値は同じなのかと。プラスチックの資源物といわゆるごみと価値は同じなのかと思われませんか。多少でも差をつけると、やはり資源物だから価値が高いから、低い手数料でやっているのだよと。なぜそうするかというと、やっぱり資源物を増やしたいからと。資源化率を高めたいからだというメッセージにはならないですかね。その辺ちょっとまた考えていただければと思います。
- 委員： 議長、先にまず色についての結論というか、審議会としてどうする、どういう答申にするか決められたらいかがですか。
- 会長： 色ですか。

委員： うん、色。コストはどうするか。もう2色なら2色で皆さん、それでいいとなれば。私はあれですけれども。コストは、価格はどうかは、その後の議論にされたらいかがですか。

会長： これ、色を変えるか変えないは多数決で決めますか。多数決で決めるというルールがあるのですか。

委員： さあ、どうでしょう。審議会は全会一致ですから。

会長： 私、会長なので個人的な意見はちょっと控えたのですけれども、私は2種類でいいと思っているのです。3種類だと、3種類買わないといけません。2種類だと、片一方の袋がなくなっても、片一方、補填できますよね、ずっと。使い続けられる。皆さん昔、僕が生まれたときは兵庫県だったので、東京の習慣は分からないのですけれども、ビニール袋、同じビニール袋でもえるごみ、もえないごみというのは、それぞれの家庭で兼ねたかなと思うのです。なので、そういうことを考えると、家庭内での資源の分別は可能なのだろうとは思いますが、あまり色を増やす。3種類だったらできるだろうという意見がありますので、そこら辺は個々の考えかなと思うのですけれども、私自身は色の種類というのは少ないほうがいいかなと。

家庭内で間違えることはあるかもしれませんが、それでも分別は可能だろうと思うのですね。もやせないごみとプラスチックというのは、と思います。なので、私個人としては2種類でいいかなと思います。

今、お話聞いていると、3種類がいいだろうと。2種類でもできると思うのですが、皆さんのご意見からすると、3種類あったほうが分かりやすいです、実際には。というわけで、今、意見が出そろっているところです。

今、委員から言われましたとおり、これ色が2種類だったとすると、価格というのはつけられないですよ。何故かという、同じ袋なのに、片一方がもやせないごみの価格で、片一方がプラスチックなので半額、あり得ませんよね、同じ袋なのに。混乱しますので。なので、今、委員言われたとおり、色を3種にするか、2種類のままでいくか、それと連動しますので。では、まず色、3種類にするか、2種類にするか議論したいと思いますが、決め方なのですけれども、これは多数決みたいのはあり得るのですか。基本、全会一致なのですよね、こういうのというのは。過半数で決する。

委員： 現実に皆さん、袋は3つ使っていると思う。もやせないごみとプラのごみというのは、現実は今3つ使っている。

会長： 透明なやつね、プラスチックね。

委員： みんな3つ使っているはずなのです。もやせないごみとプラを一緒にしている人はあまりいないと思うのですよ。ほとんどの人は3つ使っているから、そのときの1種類、基本的に色はやっぱり分けておいて、やるとなるとやっぱりそれを買ったほうが、買ったというか。

会長： 3種類にしたほうがいいという意味ですね。

委員： ええ、私は3種類にしたほうがいいと思います。

副会長： 今の件なのですけれども、例えば一緒にしてしまうと、今回はもやせないご

みだねと。今 40 リッター袋がありますね。なかなか小さいものないから、小さいのをわざわざ買ってくるのですか。別のもやせないごみ用の袋を一応ストックしておくのですかということになりますよね、多分。それで、別々にしておけば、大体プラスチックが 40 リッターから 40 リッターそろえておきました。それから、コンビニの 10 リッターぐらいをもやせないごみで用意しておきましょうと。そういう選択が多分できるのではないかなと。だから、それもプラスマイナスが多分あると思います。その点ちょっと付け加えさせていただきました。

事務局：事務局でございます。先ほどの過半数の決云々、議事についての規定でございますが、国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例施行規則のほうに定めがございます。こちらの 38 条の中の第 2 項で、審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決戦投票。こういった規定がございますので、過半数で決することが可能だということでございます。

会長：一応確認なのですけれども、袋 3 種類だとしたら、どうぞ。ちょっとお待ちください。

委員：会長、先ほどの会長のご意見だと、1 種類でもいいという話になりますよね。

会長：いえ、違います。

委員：それはなぜ。

会長：月曜日に袋、2 種類出すでしょう。

事務局：すみません、事務局でございます。先ほどちょっと私のほうから、審議会の運営に関する規則の内容についてお話しさせていただきましたけれども、確かに議事のほうは過半数で決し、可否同数のときは会長の決戦投票という規定はございますけれども、これは個別の内容についてそれぞれ決を取るということではなくて、今回は市長のほうから諮問を受けて答申を出すという内容でございますので、この答申を出すというところの部分が議事に当たりますので、内容について、皆様のご意見をまとめた答申をもって、その内容でよろしければそれを決するという形で進めるという内容でございますので、ちょっと私のほうで個別の案件について決を取ってという趣旨でお話をさせていただきましたが、そちらのほうにつきましては訂正をさせていただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。どうもすみませんでした。

会長：では、今ちょっといろいろとご意見頂きましたけれども、今、確認したところ、これは答申ということで、この委員会では絶対 3 種類だとか、いや 2 種類だということまで言わなくてもいいようなのです。そうなのだという感じがすけれどもね。なので、委員おっしゃっていただきましたように、この議会では 3 種類の提案が多い。そして、副会長からご提案いただきましたように、もやせないごみとプラスチックごみ。それはインセンティブ、例えば半額にするとか、そういう意見が上がったという感じでまとめるというのも 1 つの手ということ。事務局、いかがですか。私のコメントでよろしいですか。

事務局：はい。

会長：どうでしょうか。

- 委員： 袋もそうですけれども、逆に言うと、先にお金が決まると、お金が一緒だったら2つでもいいよという考えも出てくるのだと思うのですけれども、料金が違ってくれば当然別になりますよね。
- 会長： そうです。おっしゃるとおりです。そこはもう連動します。
- 委員： このところを、前回の表を見ると、ほかでやっぱり40円とか30円とか、結構安いんですよね、プラのほうが。ですから、80円のところと、60円のところもありますけれども、これは同じ料金の40リットル80円というのはやっぱり無理かなど。もうちょっと安くすべきだと思います。
- 会長： はい、ご意見。
- 委員： 現在、例えばもやせるごみの中に空き缶がいっぱい入っていたら、それは収集拒否みたいな状態になるかと思います。持っていってもらえない。今回、もやせないごみとプラごみが一緒になりました。もやせないごみの日にプラスチックが大量に入っている状態で出されました。それはもやせないごみとして処理されるのか、それとも収集されないのか。それとも、ごみステーションのほうで、資源ごみを選別したように選別するのか、どういうふうになるのでしょうか。
- 事務局： 今現状、例えばもやせるごみの日にもやせないごみが出されていたり、また、もやせるごみの袋の中に入っていた場合でも、異物が確認できた場合についてはシールを張って置いてきています。
- 委員： 現状は資源プラでないものともやせないごみは一緒にもやせないごみとして出ていますよね。それはもやせないごみとして処理されます。でも今回、有料化して、同じ場合だけれども、同じような状態が出されてしまったら、それはプラが入っているから収集拒否、もやせないごみの部分にプラが入っているから、これは異物だから収集しないとなるのか、それとも、今までどおり、もやせないごみとしてまとめて処理されるのか。それとも、資源プラのように異物混入はセンターのほうではじくのか、3種類のやり方があると思うのですけれども、どうなりますか。
- 事務局： まず、表面的にプラスチック廃棄物として出されたものの中にもやせないごみが入ってきた場合には、シールを張り置いてくるというような形になります。
- 委員： いえ、もやせないごみとして出したものの中です、私が聞いているのは。資源プラとして出した場合は、それはいいです。
- 委員： いや、そうではなくて、もやせないごみにプラが入ったらどうなるのですか。将来の話ですよ。将来、有料対象になったときに、資プラはプラで集めます、もやせないごみをもやせないごみを集めます。でも、もやせないごみのほうにプラスチックが入っていたら、それは今までどおりの処理なのか、収集拒否なのか、選別するのか、どちらになるのですか。
- 説明員： 資源化を推進しているので、異物という判断をしてシール指導が行われるところだと思います。
- 委員： 異物となるのですね。もやせないごみで出しても、そこにプラスチックが入っていたら、異物で収集拒否になる。

説明員： はい。

副会長： ただ、最終的には清掃センターで手選別しますから、そこではじかれると思いますけれどもね。

委員： 今の話だと、持っていかない。

会長： 拒否されるから。

副会長： それは目立てば。

事務局： 表面上もう分かれば、それはシールを張り、置いていきます。いわゆる、どんな形にしる表面上、異物が分かる場合についてはこれまでもシール対応をして置いてきています。今後も同じだと思っています。万が一、持ってきたものの中に、では、袋を開けたときに異物が入っていた場合については、それぞれ資源物ともやせないごみに分けて処理をするという形はとっていきたいと思っています。

委員： でも、それは、ちょっと汚れがついていたら、それはもやせないごみにしてもいいのですよね。

事務局： そうです。

委員： それにちょっと金属がついていたら、もやせないですよね。

事務局： はい。

委員： かなりそれを現場でやるのは難しいですよね。

事務局： なので、しっかり啓発はしていきたいと思います。

会長： ありがとうございます。ほかにいかがですか。では、そろそろまとめに入りたいと思いますが。

委員： 答申の中に市民への周知というのが2か所、初めのほうと終わりのところありますけれども、今回の方向というのは結構、市民生活に大きな影響を及ぼすと思うので、分別方法についての周知、啓発だけではなくて、そもそも目的といますかね。今までは資源プラスチック、製品プラスチックと2種類あって、片方はこう、片方はこうでしたというのを、もしかしたらあまり意識にない方もいるのではないかなと思うのです。なので、今まではこうだったけれども、今度はこうなりますという、そのスタート地点も十分に市民の皆さんにお知らせしたほうがいいのではないかなと思いました。

あと、これ形式的な答申の作成の流れとして、字句修正とかは事務局にお願いするというので、特に申し上げなくていいということですか。

事務局： はい。

委員： はい、分かりました。

委員： 今、資源プラで出しているものを有料袋で出すということについては、私は賛成しますが、その価格については、先ほど途中で申し上げたとおり、本当に幾らコストが上がるのか。それとの折り合いになるのですよね。その議論なしでこの答申案を出されたら、ちょっと困ります。同額がいいというのは。今の時点でどのようなコストがどれぐらい発生するかは見積もっておられるでしょう。

会長： 事務局のほうで。

委員： ええ。聞かせてください。

説明員： 第1回、第2回の際に処理費用についてご説明させていただきました。現状まだ明確になっていない、容器包装リサイクル協会を通じての再商品化に関わる、市町村負担率 100%というところで、第2回の際もお示しできなかったのですが、今回もまだ容器包装リサイクル協会から明確な数字が示されておりませんので、それが明確になった時点で、ある程度精査できるのかなというところがあるのですが、本審議会も今回で最終回というところがございますので、もし必要があれば、その辺は改めてご通知させていただいて、情報共有を図らせていただければというところでご了承いただければと思います。

委員： 今、容リ協から来ているのがキロ1円ぐらいですよ。聞こえていますでしょうか。今、事務局から来ているのはキロ1円でしょう。それは事務局費用を市町村で持ってくださいという、その値ですよ、1円というのはね。約1円、1円10銭か12銭か、そんな数字でしょう。そうですね。

説明員： 現状、今、資源プラスチックとして分別させていただいて再商品化をしているのが、市町村負担が1%となっております。

事務局： 今、委員がおっしゃっているところについては、資料ナンバー7で一旦今現状の資源プラスチックというのは、令和3年度でいきますと、171円かかっていますと。

委員： いやいや、それはいい。それはいいのです。その次のページ。製品プラスチック、令和5年度処理経費1,211円に変わったのですよね。

説明員： これについては、事務処理単価というところで修正させていただいていました。これにプラスアルファで再商品化の処理費用がかかってくる予定です。ただ、その部分が明確になってないので、我々としてもまだ想定ができない状況ですので、今のところはこの金額でしかお示しができないというところです。

委員： そこは私、頭悪いけれども、何とか理解しています。ですので、今、分かっているのは、キロ1円20銭でしょう。ですね。増える分がかかってくるのが、600トンだから、60万円ぐらいですよ。

これに今度は容リ協を通して、例えば日鉄さんが処理を受けてくれるならば、その日鉄さんがトン5万円なら5万円くださいよと言ったら、その5万円は全部市町村にかかってくるよと。私が申し上げているのは、それは冒頭に近いところで申し上げたのですけれども、今、廃プラが5万8,000円ぐらいで引き取っているのかな。それからそんなに逸脱しないわけですよ。よろしいでしょうか。多分そんなにいかない。もしかしたら、同時だからちょっと下がるかもしれないし、かさ比重が高いので、ちょっと処理場が助かるなというのが日鉄さんで出てくるかもしれないけれども、そんなに、例えばトン5万円ぐらいの10万とか15万になることはないと思います。そうすると、今このもやせないごみ、今度入るであろう600トン。これはJT環境に5万円ぐらい出していますよね。処理費用を。違いますか。その数字がない、頂いていないので黄色の枠が埋まっていないのですけれども。だとすると、もやせないごみから資源プラスチックに移ってきた推定量600トンに関する処理費用というのは、現状

とそんな変わらないのではないか。それから2つ目。集中事業なのですからけれども、かさ比重が、資源プラの場合0.05とか、こんなものですよ。それに対して、多分製品プラは0.3ぐらいですが、2,000トンに対して600トン、先ほど副会長言っていましたけれども、かさでいうともっと小さい。なので、今の週1回の収集、多分大丈夫だと思います。それどこかにありましたね。そうすると、収集運搬コストはかからない、変わらない。どこがコストが上がって、各家庭6万世帯から、各家庭3,000円ずつ取って1億8,000万。それどこに使うのですか。どこに使う。全体の処理コストは26億ぐらいですよ。それに対して1億8,000万、さらに収入が増える。だから、一部、コロナ禍で影響を受けている人にもっと使われるようになるとか、消費者負担だからというところであるのですけれども、ただ、本当にどれくらい増えるのということに納得しない限り、同額でいくというのは、僕は、先ほどの色と同じで賛成できません。時間も迫ってきて申し訳ないのですけれども、できれば、この有料化を幾らにするかということと、色については、僕は4月以降になり、次の審議会でぜひ議題としてはやってもらいたいと思います。

会長： 今、事務局で相談しているのは、今回が最後ということで、今回、答申を作り上げる。ただ一方で、今、お話、多分これが第2回の話し合いだったらよかったのですけれども、ちょっと今の段階で、答申を作るべきかどうか、もう一度、審議会ができるかどうか。

では、価格。委員がおっしゃったみたいに、プラスチックの袋の同額か半額かは分かりませんが、正式な価格をここで議論するのはちょっと難しいですね。データがありませんので。今回の答申としましては、意見が出ましたように、もえるごみ、もやせないごみで、プラスチックごみという3種類の袋を1つ提案とする。ただ、2種類でいいという提案もあったというものは附帯するということです。3種類の場合は価格を変えることができますので、もえるごみともやせないごみというのは、現状の価格と考えると、プラスチックというのは半額もしくは同額という意見があったということですね。今、整理をすると。今、半額にする1つのメリットとしましては、選別を推進できる。つまりもやせないごみに入れたらそれだけお金がかかる場所、プラスチックごみのほうに仕分けていったら、一緒にするとごみだけれども分けると資源という理屈は成立すると思いますので、そういうメリットも半額にすると、いわゆるインセンティブですね、あるということは、この会、皆さん全会一致かなと個人的には感じておりますが、いかがでしょうか。

委員： いずれにしても、無料のものが有料になるので、生活者の方からはすごく反発を受けるだろうなと思いますので、この中ではオーソライズされても、それを生活者にちゃんと理解いただけるように伝えなければいけないなと思うと、あとはその回収されたコストがどう使われるのかということがきちんと説明されないと、やっぱりネガティブ前提ですので、いずれにしても本当に皆さん納得されないだろうなと思います。

会長： コメントありがとうございます。ちょっと時間の関係もありまして、大変申

し訳ありません。会を閉めないといけないので、最後、副会長、今、手を挙げられましたので。

副会長： 有料化の問題、半額か全額か、ちょっとこの場では分からないのですが、答申を最後にまとめるに当たって、ぜひ附帯意見みたいなものを出したらどうかと思っております。第1点は、先ほどお話がありましたように、市民に手数料を求める話ですから、十分な周知と丁寧な説明をぜひお願いしたいということで、今回の変更は、経済環境の厳しい時期に市民に負担増をお願いするものであり、また、これまでの資源物収集の考えの一部を変更するわけですよ。今、資源はゼロだったのが有料になるということで、市民説明に際しては市民の理解と協力が得られるように変更の背景、変更の目的及び変更内容を分かりやすく丁寧にきめ細かく行うことが望まれるということ。

それから2つ目は、今度法律が施行されて、どんどん製造会社とか、それからホテルとか、使い捨てのプラスチックの提供が変わるとか、いろいろ世の中変わってくるのですよね。そういう意味では、その辺の情報ですね。市民への的確、迅速な情報の提供ということもぜひ市民の方に伝えていただいて、市民がそれを見て、なるべくごみの、プラスチックを減量する動きとか、あるいは別の製品に対する動きとか、それを加速させてもらいたい。それが第2点。

それから第3点としては、これは市行政そのものをお願いしたいのですが、今回は皆さんに負担をお願いすると。相当の覚悟を持って市民に説明しないとイケないわけですよ。その形として目に見える形で行政サイドも自分たちがこういうふうにプラスチックを削減しますよと。こういう施策を新しく打っていきますよと。そういうことをぜひ打ち出していきたいと思えます。プラスチック廃棄物の削減、再資源化施策のさらなる検討実施ということで、例えばと書いていますが、これは答申に載せなくてもいいのですけれども、例えばほかの市でやっているプラスチックごみゼロ化の宣言というのを、方々の自治体でやっていますね。それから、プラスチックごみ減量のキャンペーンですね。あるいはゼロ化宣言とか。それから、今、市の指定収集袋はビニールの袋に入っていますよね。ほかの市は紙で巻いて、その袋、外袋だけを節約しているということもあるのですよね。ですから、こういう意味では、市が身をもって減らす努力をしていますよということとか、それからお話で、いわゆるウォータースタンドというのが、会社がありまして、そこで市の施設でどんどんウォータースタンドでペットボトルを減らしましょうという動きもやっているとありますから、できればそういう多角的な施策を市のほうでも取ってもらいたいというのを付帯意見として上げたらどうかと、ちょっとこれは提案なのですけれども、させていただきたいと思えます。

会長： ありがとうございます。大変、皆さんコメントありがとうございました。時間が参りましたので、これで閉じたいと思えます。今回で審議会は終了となります。事務局から何かコメントありましたら。

事務局： 今回は貴重なご意見ありがとうございました。答申案の素案についてですけれども、皆様のご意見ございましたが、今日のご意見を会長、副会長がお預か

りとして、事務局と調整した上で、ご意見を取り入れた答申を審議会から市長へ渡すということによろしいでしょうか。

委員： もう一度、各委員にメールで配付するわけではないですね、事前に。

事務局： 答申ができましたら、また各委員さんに。答申が固まりましたら、各委員様にメールで、郵送でお送りいたします。

会長： ありがとうございます。これまで3回開催されました。会長としましては運営がうまくいかず、大変ご迷惑をおかけし、失礼いたしました。そんな中でも皆さん、非常に貴重なコメントを頂き、誠にありがとうございました。これで審議会を終了したいと思います。改めまして御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

——了——